

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務委託に係る公募型プロポーザル募集要項

1 趣旨

本要項は、福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（以下、「博物館」という。）の飲食施設業務を委託する者を決定するにあたり、公募型プロポーザル方式により最も優れた提案を行った応募者（以下、「最優秀企画提案者」という。）を選定するための各種手続、要件および審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

博物館は、日本最大の中世都市遺跡である特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡に隣接する地区にあり、令和4年10月の開館以来、国内外から多くの人々が集う観光の拠点施設として広く活用されており、今後の活用も期待されている。特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡に隣接する飲食施設として、県民をはじめ観光客の憩いの場として広く親しまれるとともに、博物館にふさわしい雰囲気のお店と質の高いサービスを提供できる最適な委託事業者を決定するため、公募型プロポーザル方式により事業者を選定する。審査の結果、最優秀企画提案者は、本県と契約締結に向け協議を行い、合意に至った場合、契約を締結し、本業務を実施する。

2 概要

(1) 業務名称

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務委託

(2) 業務内容

「福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館飲食施設業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

3 施設概要

(1) 施設

ア 名 称	福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
イ 所 在	福井県福井市安波賀中島町8-10
ウ 構 造	鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造
エ 延 床 面 積	約5,200㎡「展示・ガイダンス棟」
オ 年間入館者数	約20万人

(2) 飲食施設

ア 位 置	展示・ガイダンス棟1階 南側
イ 面 積	約74㎡（うち厨房：約24㎡） 客席30席程度
ウ 平 面 図	別添「レイアウト図」参照

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、別途設置する選考委員会（以下、「選考委員会」という。）の審査を受ける資格（以下「参加資格」という。）に関し、次に掲げる要件を満たし、県の認定を受けた者とする。

- (1) 飲食業の運営に必要な許可・免許等（食品衛生管理者等）を有するものであること。
- (2) 福井県内に本社または主たる営業所を有する者であること。
- (3) 福井県内外を問わず、飲食・喫茶業の経営もしくは運営に携わった経験があること。
- (4) 本業務の参加資格認定の日において現に県の指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産開始手続の申立てが行われているものでないこと。
- (7) 福井県のすべての県税ならびに消費税および地方消費税において未納がないものであること。
- (8) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
 - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
 - エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者
 - オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (9) 政治団体（政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条の規定によるもの）および宗教団体（宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条の規定によるもの）でないこと。
- (10) 過去3年間に於いて、団体の事業等において、刑法等の重大な法令に違反して処罰を受けていないこと。
- (11) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、最優秀企画提案者が契約締結するまでの間に次のいずれかに該当する場合、または該当していることが判明した場合は、最優秀企画提案者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
 - ①参加資格審査の結果通知日までに、提案者が前記の応募資格要件を満たさなくなった場合
 - ②提出期限までに提出資料が提出されない場合
 - ③2案以上の企画提案をした場合
 - ④提出資料に虚偽の記載があった場合
 - ⑤著しく信義に反する行為があった場合
 - ⑥契約を履行することが困難と認められる場合
 - ⑦企画提案書の記載内容が法令違反など、著しく不適当な場合
 - ⑧審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - ⑨書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）

5 プロポーザル審査の手続き等

(1) 実施スケジュール

項 目	日 程
関係資料配布開始	令和8年1月19日（月）
応募申込書の提出期限	令和8年2月17日（火）正午
現地説明会	令和8年2月18日（水）10時30分～11時30分
質問書の提出期限	令和8年2月20日（金）15時
出店申込書の提出期限	
企画提案書の提出期限	令和8年2月25日（水）15時
選考委員会（プレゼンテーション・審査）	令和8年3月上旬頃予定

※ただし、上記日程については、事務の都合上により変更する場合がある。

(2) 関係資料の配布

配布期日 令和8年2月16日（月）17時まで（閉館日を除く）

配布場所 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館（福井市安波賀中島町8-10）

電話：0776-41-7700

配布方法 関係資料は、上記の配布場所ならびに博物館ホームページに掲載

URL：<https://asakura-museum.pref.fukui.lg.jp/>

6 プロポーザルへの参加申込

プロポーザルへの参加申込みは、応募申込書を提出したのち、出店申込書および企画提案書を提出すること。企画提案書は可能な限り具体的に記入すること。

(1) 応募申込書の提出

ア 提出書類 応募申込書（様式1）

イ 提出部数 1部

ウ 提出期限 令和8年2月17日（火）正午までとする。

エ 提出方法 電子メール、郵送または宅配便によること。

※郵送、宅配便による提出は、提出期限日必着

※電子メールで提出した場合は、下記12の問い合わせ先へ電話にて送達確認を行うこと。

オ 提出先 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館

〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10

E-mail：asakura@pref.fukui.lg.jp

(2) 現地説明会

ア 日時 令和8年2月18日（水）10時30分から11時30分まで

イ 場所 一乗谷朝倉氏遺跡博物館 分館1階 会議室

※参加者は10時30分までに集合すること。

※会議室での説明後、カフェを案内予定

※現地説明会には必ず参加すること。

(3) 質問の受付および回答

ア 質問は、質問票（様式2）により、電子メールで行うこと。

※送信後に、下記12の問い合わせ先へ電話にて送達確認を行うこと。

※電話での質問は受け付けない。

※評価等に影響を及ぼす恐れがある質問は受け付けない。

イ 質問の受付期間は、公募開始以降、令和8年2月20日（金）15時までとする。

ウ 回答は、応募申込者全員に電子メールにより行う。

(4) 出店申込書の提出

ア 提出書類（証明書は発行後3カ月以内のもの。）

<法人の場合>

- ① 出店申込書（様式3）
- ② 法人または主に運営にあたる者の業務運営の実績（様式4）
- ③ 参加資格に係る誓約書（様式5）
- ④ 定款の写し
- ⑤ 登記事項証明書
- ⑥ 企業概要（事業概要、組織、社歴等記載のもの）
- ⑦ 直近3期分の決算書

<任意団体の場合>

- ① 出店申込書（様式3）
- ② 法人または主に運営にあたる者の業務運営の実績（様式4）
- ③ 参加資格に係る誓約書（様式5）
- ④ 会則等の写し（団体名、主たる事務所の所在地、団体の目的、活動内容、規定等記載のもの）
- ⑤ 役員の氏名、住所および略歴を記載した書類
- ⑥ 団体概要（組織、活動経歴等記載のもの）
- ⑦ 直近3期分の決算書

<個人の場合>

- ① 出店申込書（様式3）
- ② 法人または主に運営にあたる者の業務運営の実績（様式4）
- ③ 参加資格に係る誓約書（様式5）
- ④ 身分証明書の写し
- ⑤ 登記されていないことの証明書

※後見登記等ファイルに記録されていないことの証明

イ 提出部数 各1部

ウ 提出期限 令和8年2月20日（金）15時

エ 提出方法 電子メール、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

※郵送、宅配便による提出は、提出期限日必着

オ 提出先 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10
E-mail : asakura@pref.fukui.lg.jp

カ 留意事項

- ・原則として、提出後における資料の追加および変更は認めない。
- ・郵送および宅配便による提出の場合、資料を電子データ（CD・DVD等に格納）でも提出すること。
- ・電子メールで提出した場合は、下記12の問い合わせ先へ電話にて送達確認を行うこと。

(5) 参加資格の認定

出店申込書の提出期限までに書類を提出しない者、または応募資格がないと認められた者は、企画提案書を提出することができない。参加資格の認定結果については、出店申込書を受け付けた日から3日以内（土日祝日を除く）に書面（電子メール）により通知する。

(6) 企画提案書の提出

参加資格があると認められた事業者は、企画提案書について仕様書を参照して作成し、提出すること。なお、参加資格がある者で期限までに企画提案書の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

ア 提出書類 企画提案書（様式6）
イ 提出部数 7部（郵送または宅配便により提出する場合）
ウ 提出期限 令和8年2月25日（水）15時
エ 提出方法 電子メール、郵送（配達証明）または宅配便（手渡したことが証明されるものに限る）によること。

※郵送、宅配便による提出は、提出期限日必着

オ 提出先 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館
〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10
電 話 : 0776-41-7700
E-mail : asakura@pref.fukui.lg.jp

カ 留意事項

- ・原則として、提出後における資料の追加および変更は認めない。
- ・郵送および宅配便による提出の場合、資料を電子データ（CD・DVD等に格納）でも提出すること。
- ・電子メールで提出した場合は、下記12の問い合わせ先へ電話にて送達確認を行うこと。

(7) 応募費用の負担

今回の公募への応募に際して必要となる経費は、すべて申請者の負担とする。

(8) 提出辞退

出店申込書の提出を行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、参加辞退届（様式7）を令和8年2月25日（水）15時までに、下記12の問い合わせ先へ、郵送または電子メールにより提出すること。なお、企画提案書提出の辞退は任意であり、辞退によって不利益な取扱いを受けることはない。

(9) 留意事項

提出書類は返却しない。

7 審査および審査結果の通知

企画提案書の提出があった事業者を対象にプレゼンテーションを実施し、選考委員会において審査する。審査については、「評価基準」により評価点を算定し、評価点の合計が最大の者を最優秀企画提案者（第一順位者）とする。なお、合格基準点は評価点の6割とし、評価点の合計で最大の者が複数ある場合は、選定委員会の合議により決定する。

(1) プレゼンテーション

- | | |
|--------|---|
| ア 場 所 | 福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 |
| イ 日 時 | 令和8年3月上旬頃予定（提案者に別途通知） |
| ウ 提案時間 | 1 提案者につき、説明および質疑応答を含み30分程度
※プレゼンテーションに参加できる者は、1 提案者につき2名までとする。 |
| エ その他 | ・プレゼンテーションの順番は、本県で決定した順番とする。
・プレゼンテーションは非公開とする。 |

(2) 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に通知する。なお、審査経過については公表せず、当該結果の異議申し立ては受け付けない。

(3) 運営事業者の決定

最優秀企画提案者として選定された後、行政財産使用申請書の提出を受け、出店者として決定する。決定後は、出店者と博物館との間で飲食施設の運営に関する契約を締結するとともに、博物館が出店者に対して行政財産使用を許可する。

8 選定の取消しについて

次の場合には、最優秀企画提案者としての選定を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由なくして、博物館が指定する期日までに行政財産使用許可の手続きに応じなかったとき。
- (2) 最優秀企画提案者の選定から行政財産使用許可を受けるまでの間に、最優秀企画提案者の資金事業の変化等により店舗の確実な運営が履行できないと博物館が判断したとき。
- (3) 提出された書類に虚偽が判明したとき、または著しく社会的信用を損なう等により、事業者としてふさわしくないと博物館が判断したとき。

なお、上記の理由により選定が取り消された場合は、選考委員会により他の企画提案者の中から総合的に審査し、最優秀企画提案者を選定する。

9 契約の締結

最優秀企画提案者として選定された後、行政財産使用申請書の提出を受け、委託事業者として決定する。決定後は、企画提案書等をもとに協議し、契約を締結する。この協議の際、仕様書および提出された企画提案書の内容・経費を一部変更する場合がある。委託事業者と博物館との間で飲食施設の運営に関する契約締結とともに、博物館が委託事業者に対して行政財産使用を許可する。

また、「10 失格要件」に該当する場合には、博物館は契約締結を取り消す場合がある。

10 失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- (1) 提出書類が期限を過ぎて提出された場合
- (2) 通知されたプレゼンテーションに、連絡なく参加しなかった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があったと博物館が認める場合
- (4) 選定委員会または博物館が不適格と認めた場合

11 その他

- (1) この企画提案に対する個別のヒアリングおよび説明対応は、受け付けない。
- (2) 契約の履行にあたり、妨害または不当要求を受けた場合は、博物館に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (3) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とする。
- (4) 企画提案により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (5) 最優秀企画提案者として選定された後に、提案内容を適切に反映した仕様書の作成のために、業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 災害等不測の事態が生じた場合は、本プロポーザルに関する手続きを延期・中止することがある。

12 問合せ先

福井県立一乗谷朝倉氏遺跡博物館 利用サービス室

〒910-2151 福井市安波賀中島町8-10

電話：0776(41)7700

E-mail：asakura@pref.fukui.lg.jp